

【第2弾】大船渡市省エネ家電等買替え促進事業の概要について

1 事業目的

省エネ性能の高い家電等への買替え費用の一部を助成することで、家庭におけるエネルギー費用負担及び温室効果ガス排出量の削減を図ります。

また、対象家電等の購入先については、市内の店舗・事業所に限定し、助成金については、大船渡地域商品券により交付することで、幅広い業種での消費需要喚起を図ります。

2 助成内容

市民が自宅で使用している既存の家電等から、省エネ家電等（省エネルギー基準達成率が100%以上）に買替えた際の費用を助成します。

3 対象家電等

エアコン、冷蔵庫、給湯器（エコキュート、ガス温水機器、石油温水機器）

4 助成金額

対象家電等の本体価格、消費税及び地方消費税額を合算した金額の4分の1とし、5万円を限度とします（1,000円未満切り捨て）。

助成金については、当該金額に相当する額の大船渡地域商品券により交付します。

予算額は、20,000千円です。

5 申請方法

対象家電等を市内の店舗・事業所より購入及び自宅に設置し、買替え前のエアコン・冷蔵庫については、家電リサイクル法に基づき処理の上、市が設置する窓口で申請します。

※申請は、対象家電等のいずれか1台分、1世帯につき1回まで。

令和6年2月に同事業に申請し、助成を受けた世帯は申請できません。

6 申請開始時期

令和6年8月頃（現在調整中）

申請期間は決定後、広報おおふなと7月号等でお知らせします。

なお、予算が上限に達した時点で受付を終了します。

7 受付等事務に係る業務委託

助成金申請受付・交付及びコールセンター業務は専門業者に委託し、土日祝日や市役所閉庁時間（19時まで）も対応します。

8 スケジュール

令和6年 6月25日 市議会第2回定例会

※補正予算案可決後、事業の実施に向け準備を進めます

7月中旬 コールセンター開設（予定）

7月22日 広報おおふなと7月号掲載

8月頃 申請受付開始（調整中）

※予算が上限に達した時点で申請受付終了

9 前年度実績

(1) 申請期間

令和6年2月1日～2月11日（予算が上限に達したことによる受付終了）

(2) 申請受付件数

220件（冷蔵庫160件、エアコン44件、給湯器16件）

(3) 助成金交付額

9,987,000円（1件当たり平均額 45,395円）

(4) 家庭におけるエネルギー費用負担額の削減効果

2,717,456円／年

(5) 温室効果ガス排出量の削減効果

28,729kg／年

(6) 経済効果

約63,120,000円（大船渡地域商品券交付額、対象家電購入費、エネルギー費用負担額の削減等）